

審 査 基 準

平成19年5月24日作成

法 令 名： 道路交通法
根 拠 条 項： 第49条の2第5項
処 分 の 概 要： 駐車許可
原権者（委任先）： 警察署長（高速自動車国道等における交通警察に関する事務を 処理する警視以上の警察官を含む）
法 令 の 定 め： 青森県道路交通規則第9条（署長の駐車許可）
審 査 基 準： 別紙のとおり
標 準 処 理 期 間： 7日
申 請 先： 申請書は、駐車しようとする場所を管轄する警察署の交通第二課 又は交通課窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先： 警察署 青森県警察本部交通部交通規制課規制第二係（電話017-723-4211）
備 考：